農地に係る各種手続での登記事項証明書の添付省略について

大分市農業委員会では、農地に係る各種手続の利便性向上を図るため「登記情報連携システム」を導入しました。これにより、農地法に基づく各種手続において、登記事項証明書を添付することなく手続が可能となります。

【運用開始日】

令和８年１１月２４日受付分より

【対象となる手続】

・農地法第３条（権利移動）の許可申請
・農地法第４条、第５条（農地転用）の許可申請

【添付を省略できる書類】

・申請地の「登記事項証明書（土地全部事項証明書）」
・申請者の「法人登記事項証明書」

【ご利用にあたっての注意事項（必ずご確認ください）】

・申請書は、最新の登記事項に基づき、正確に記載してください。
特に、転居等をしていて「現在の住所・氏名」と「登記上の住所・氏名」が異なる場合は、それを証明できる書類（住民票や戸籍の附票など）の添付が必要となります。

・申請受付時に、職員がシステムで１筆ごとに登記情報の確認を行うため、受付に時間を要する場合があります。また、システムによる確認ができない等により、申請当日中に受付ができない場合がありますので、締切りまでの日にちと時間に余裕をもってお越しください。

・システム障害等により登記情報が確認できない場合は、原本の提出をお願いする場合があります。

・法務局で登記手続中のものは、システムによる登記情報の照会ができません。

・登記情報連携システムは、「申請内容の確認」のために利用するものです。農業委員会で登記情報を印刷してお渡しすることや、閲覧のみのご要望にはお応えできません。

お問い合わせ先
大分市農業委員会事務局
電話（直通）097-585-5076